

市債及び一時借入金の状況

1. 市債の状況

市債（地方債）とは、多額の経費を要する建設事業や災害復旧事業等、ある仕事をするための財源を調達することを目的として地方公共団体がする借金で、その返済が1会計年度を越えるものを言います。

このため、市債を起こすに当たっては、事業の効果が後年度の市民にも十分もたらされるもの、財政負担の年度間調整、世代間の負担の公平化という計画的、効率的な財政運営の見通しの下に行われています。

市債の現在高（平成28年9月30日現在）

（単位：千円）

区 分 会 計	28年3月31日 現在高	28年4月～ 28年9月 借入額	28年4月～ 28年9月 償還額	28年9月30日 現在高
一般会計債	15,442,726	474,800	728,878	15,188,648

2. 一時借入金の状況

一時借入金とは、決められた歳出予算を執行する際に、同一会計年度内の一時的な資金不足に対処するため借り入れられるもので、同一会計年度内の歳入をもって返済しなければなりません。

したがって、一時借入金は最終的にその年度の歳入の財源として計上されるものではなく、単なる資金繰りの都合で一時的に借り入れるもので、市債とは性格、機能が根本的に異なっています。

一時借入金の現在高（平成28年9月30日現在）

（単位：千円）

区 分 会 計	28年3月31日 現在高	28年4月～ 28年9月 借入額	28年4月～ 28年9月 返済額	28年9月30日 現在高
一般会計	0	1,200,000	1,200,000	0
特別会計	700,000	0	700,000	0